

第21回 平成19(2007)年度 FFJ米国派遣農業研修生募集要項

1. 目的 (1) 国際理解の深化と視野の拡大により、農業学習への意欲を高め、学校農業クラブ活動の活性化を進めるリーダーを育成する。
(2) 農業クラブ員が将来、地域社会で農業各分野の発展に力を尽くすことが出来るよう社会性を育てる。
(3) 日本学校農業クラブ連盟(FFJ)とNational FFA Organization (FFA)との友好・親善を一層深める。
2. 研修内容 (1) 米国のFFA会員宅でホームステイなどをしながら農業研修を行う。
(2) FFAとの親善を図るため、地域行事や交流会への参加、施設見学を行う。
研修内容の詳細については、事前研修会で本人に連絡する。
3. 主催 日本学校農業クラブ連盟(FFJ)
4. 共催 National FFA Organization (Future Farmers of America)
5. 後援 外務省(申請予定)
文部科学省(申請予定)
農林水産省(申請予定)
全国農業高等学校長協会(申請予定)
(財)全国学校農場協会(申請予定)
独立行政法人 国際協力機構(申請予定)
全国農業協同組合中央会(申請予定)
6. 派遣先 アメリカ合衆国インディアナ州インディアナポリス
7. 派遣人員 クラブ員 約20名・引率顧問2名
8. 派遣期間 平成19年7月12日(木)～8月1日(水)(3週間)
(7月11日(水)は文部科学省表敬訪問の後、成田で前泊・直前研修)
派遣期間中の詳細については、事前研修会で、本人に連絡する。
9. 研修負担金 1人当り330,000円(予定)
10. 応募資格 (1) 次のいずれにも該当する農業クラブ員である者。
ア. 学業成績が優秀で、農業クラブ活動に熱心に取り組んでいること。
イ. 将来、農業または関連産業に従事する強い意志をもっていること。
ウ. 派遣時に、2学年または3学年(定時制課程は4学年を含む)に在籍する農業クラブ員であること。
エ. 心身ともに健康で、農業研修に耐える自信があること。
オ. 明朗で自主性と協調性に優れ、積極的に自己表現ができること。
カ. 日常生活及び農業に関する基礎的な英会話の素養があること。
キ. 保護者の同意を得て、経費負担が可能であること。
(2) 校長及び学校農業クラブ都道府県連盟代表(以下、県連代表という)が、派遣クラブ員として適格と推薦した者。
県連による推薦者は、2名以内とする。

1 1 . 課 題 作 文 各県連よりの推薦者は、原稿用紙 A 4 判、横書き 1,200字程度で、次の課題について自分の考えを記述して提出する。

課 題 **あなたにとって、米国派遣農業研修とは何ですか。あなた自身をアピールしながら述べてください。**

1 2 . 申 込 先 〒150 - 0013 東京都渋谷区恵比寿1-1-7 117ビル 3 F
日本学校農業クラブ連盟事務局
TEL 03-3441-6512、FAX 03-3441-6639

1 3 . 選考の手順 (1) 県連による選考及び推薦
県連代表は、派遣候補者 2 名以内を厳選する。選考結果は、選考経過調書 (様式 D) にまとめること。2 名の場合は順位を付すこと。
県連代表は、以下の推薦書類を期日までに FFJ 代表に提出する。

ア . 推薦書類 (別紙)

- ・ 志願・同意書 (様式 A)
- ・ 推薦書 (様式 B)
- ・ 健康診断書 (様式 C)
- ・ 選考経過調書 (様式 D)
- ・ 課題作文 (1 1 . 課題作文を添付)

イ . 推薦期限 平成 19 年 1 月 26 日 (金) 消印有効

(2) 日本学校農業クラブ連盟による選考

FFJ 代表は、選考委員会を設けて、推薦を受けた者の中から派遣候補者を選考して、速やかに県連代表及び当該校長に通知する。

ただし、FFJ 代表は、派遣候補者に研修生として不適当な事由が発生した場合は、その決定を取り消すことができる。

1 4 . 事前研修会 派遣候補者に対し、この研修の目的と内容を十分理解させ、必要な基礎知識を修得させるため、事前研修を行う。

(1) 期日 平成 19 年 3 月 26 日 (月) ~ 28 日 (水) (2 泊 3 日)

(2) 会場 校長を通じ、別途本人へ連絡する。

(3) 経費 宿泊費および研修費 30,000 円と交通費は各自負担とする。
当日、受付時に徴収する。

この事前研修の成果を踏まえ、FFJ 代表は速やかに派遣研修生の決定を行い、県連代表及び当該校長に通知する。

応募希望者への諸注意

1 . 報告書の提出

研修生は、研修成果を報告書にまとめて、FFJ 代表に提出しなければならない。

2 . 事故発生などの対応

疾病・事故その他やむを得ない事由が発生した場合、または、農業研修を継続させることが不相当と認められた場合は、中途でも帰国させることがある。なお、万一に備えて各自で損害保険等に加入すること。

3 . 参加者の研修負担金

1 人当り 330,000 円の予定である。負担金については、以下を確認すること。

(1) 納付期限 平成 19 年 6 月 15 日 (金)

(2) 納付先 日本学校農業クラブ連盟事務局から研修生決定後、別途通知する。

(3) 経費の内訳は、渡航費、貸切バス代、ホテル代、食費、FFA 謝礼、諸雑費等であり、残額が生じた場合は返還する。

なお、渡航手続費、居住地から成田空港間の交通費は含まない。

(4) 中途での帰国に伴う経費は、原則として本人の負担とする。

(5) 参加取り消しに伴う費用は、本人の負担とする。